

## 公立大学法人宮崎県立看護大学構内駐車場規程

平成29年4月1日

規程第94号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎県立看護大学の構内における自動車、オートバイ及び原付自転車(以下「車両」という。)の駐車に関して、必要な事項を定めるものとする。

(駐車車両の届出)

第2条 通勤及び通学に使用する車両を構内に駐車しようとする者は、あらかじめ「駐車場利用届」(様式第1号)を提出しなければならない。

2 前項の届出内容に変更が生じた場合は、直ちに「駐車場変更届」(様式第1号)を提出しなければならない。

(庶務)

第3条 車両の駐車に係る届出等の事務は、大学事務局総務課で処理し、駐車場利用台帳を備えるものとする。

(雑則)

第4条 工事関係者等で車両を構内に一定期間駐車する必要がある者については、教職員の車両に準じ、取り扱うものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。